

資料 2

信書便事業に関する 説明会開催状況

■ 信書便事業に関する説明会開催状況（開催場所及び開催回数）

信書便事業に関する説明会開催状況（開催場所及び開催回数）

| 地方局 | 信書便法施行前 | 信書便法施行後 | |
|-----|------------|---------------------|-----------------------------------|
| | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
| 北海道 | 札幌市(1) | 旭川市(1)・札幌市(1) | 函館市(1) |
| 東北 | 仙台市(1) | 仙台市(1)・盛岡市(1) | 福島市(1) |
| 関東 | 東京都千代田区(1) | さいたま市(1)・ 千葉市(1) | 茨城市(1) |
| 信越 | 長野市(1) | 新潟市(2)・長野市(1) | 長野市(1)・松本市(1) |
| 北陸 | 金沢市(1) | 富山市(1)・金沢市(1) | 金沢市(1) |
| 東海 | 名古屋市(1) | 名古屋市(1)・岐阜市(1) | 静岡市(1) |
| 近畿 | 大阪市(1) | 大阪市(2) | 大阪市(2)・大津市(1)・ 和歌山市(1) |
| 中国 | 広島市(1) | 広島市(1)・岡山市(1) | 広島市(1)・山口市(1)・ 米子市(1)・神石高原町(1) |
| 四国 | 松山市(1) | 高松市(1)・徳島市(1) | 高知市(1) |
| 九州 | 熊本市(1) | 鹿児島市(1)・福岡市(1) | 熊本市(1) |
| 沖縄 | 那覇市(1) | 那覇市(2) | うるま市(1)・那覇市(1) |

※表中()は開催回数を指す。

資料 3

**整備法・整備令により
信書便でも
送達できることとなった信書**